

婚姻届のしおり

吹田市役所 市民課 050-1807-2219
千里出張所 06-6871-0227
山田出張所 06-6877-0813
千里丘出張 06-6877-0330

1 持参するもの

- ・婚姻届書（1通）
- ・届出人（夫と妻）各自の印鑑（届書への押印は任意ですが、他のお手続きで必要な場合があります。）
- ・持参人の本人確認書類
届書を持参した方の本人確認を行っています。
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をお持ちでない方でも受付はしておりますので、お申し出ください。

2 届出地

夫又は妻の住所地か本籍地、いずれか1か所の市区町村役場です。
執務時間以外でも受け付けます。受付の場所については、届出する役所に確認してください。

3 証人

成年者2人の署名を必要とします。（婚姻届出をする本人は証人になることはできません。）
婚姻する人の親族に限らず、成人されている方ならどなたでも証人になることができます。

4 マイナンバーカード（個人番号カード）について

住民登録地が吹田市で、かつカードの内容に変更がある方のみご持参ください。変更後の内容をカードに追記します。夜間・休日の宿直窓口で届出された場合は、後日業務時間内に市民課101番窓口又は各出張所にご持参ください。住民登録地が吹田市でない方は、住民登録地の役所にご持参ください。

5 住所変更手続き

婚姻届だけでは、住所の変更、世帯の変更はできません。
住所等を変更される方は、併せて次の届をしてください。

吹田市で手続きがある場合、市役所本庁101番窓口と各出張所で月～金曜日の午前9時から午後5時30分まで、また、転入、転居届のみ毎月第2・第4土曜日の午前中（午前9時から正午）市役所本庁101番窓口で受け付けています。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入	住所を定めた日（引越日）から14日以内	本人 または 世帯主	※転出証明書	他の市区町村から異動してきたとき
転居				市内で住所を異動したとき
転出	引越し予定日のおおむね14日前から			他の市区町村へ異動するとき（転出届の後、異動先で転入届をしてください。）
世帯変更	変更のあった日から14日以内			世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併などをしたとき

※マイナンバーカードを使用した「特例転入」の場合、転出証明書は不要ですが、必ずカードをご持参ください。（転出元での転出届は必要です）

- ・住所変更の手続きを代理人が行う場合、委任状などが必要になることがあります。
手続きをする市区町村役場で確認をしてください。（吹田市の場合は、委任状が必要です。）